

参議院 国際経済・外交に関する調査会
「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題（環境問題・気候変動等への対応）について

プラスチックごみによる海洋汚染 問題の現状、対応、課題

2018(平成30)年2月14日

金子 博

一般社団法人J E A N 代表理事

特定非営利活動法人パートナーシップオフィス 理事

山形県酒田市飛鳥

プラスチックごみによる海洋汚染

有害物質を含有、吸着するマイクロプラスチックの増大



山形県遊佐町



ハワイ島カモロポイント

マイクロプラスチック

- ・直径5ミリメートル以下の微細なプラスチックごみのこと。
- ・プラスチック製品の破片が主たるものである。
- ・洗顔剤などに添加されているマイクロビーズや化学繊維の破片も含まれるが、これらはごく一部である。
- ・含有、吸着する有害化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が世界的に懸念されている。



コアホウドリ(レイサン島)
写真提供:リチャードステイナー氏

プラスチックごみ問題の特徴

● ごみの発生原因や経路が複雑多岐にわたる

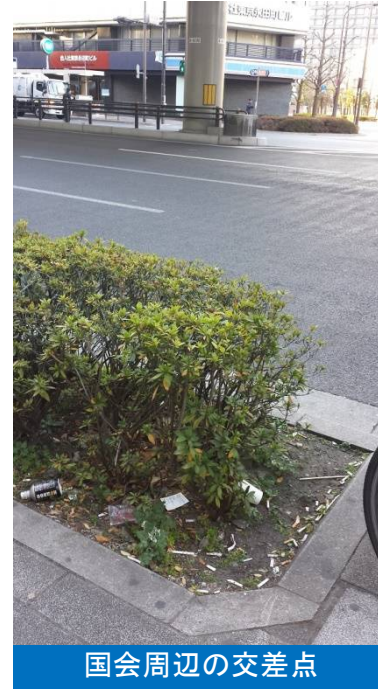
- ・身近な生活用品、農業・漁業（養殖含む）系資材、工業製品など。
- ・森林、農地、市街地、道路、用水路、河川、海岸などの陸域での発生。
- ・漁港（漁場）、港湾、海運等の海域での発生。
- ・ポイ捨て含む不法投棄、風雨等による飛散。

● ごみの移動性、拡散性

- ・水の流れ（海流）によって地域や海域を越えて、他地域沿岸へ漂流、海岸への漂着。
- ・ごみの性状によって、漂流、海底に堆積、海岸への漂着（場所による偏りが大きい）。
- ・拡散、微細化による回収の困難化。

● 海岸漂着ごみは多種多様なごみが混在

- ・単一の素材ではなく、リサイクルや処理が困難。



プラスチックごみ問題 対応への基本的な考え方

▶ 3つの基本原則 ⇒海岸漂着物処理推進法の規定に

▪ 相互理解と連携

(地域間、国際間、各主体間)

▪ 当事者の意識

(それぞれが担える役割を自覚し、解決に向けた行動に参画)

▪ 美しい海をこどもたちに

(海洋生態系を健全に持続させていくため、現状を改善)

▶ 11の方策

【方策 1】海洋ごみ問題に係る総括担当の設置 ⇒環境省海洋環境室

【方策 2】海洋ごみの発生量に係る制限目標値の設定

【方策 3】循環型社会形成の推進等との連動した発生抑制施策の展開等 ⇒海岸漂着物処理

【方策 4】効果的な回収手法等による海域への再流出の防止

推進法の規定に

【方策 5】海岸漂着ごみの搬出等のための船舶の適切な配備

【方策 6】処理技術の開発及び処理施設の広域的な運用等

【方策 7】モニタリングの継続的な実施と対策への活用等 ⇒海岸漂着物処理推進法の規定に

【方策 8】海洋環境等の教育・普及啓発活動の実施 ⇒海岸漂着物処理推進法の規定に

【方策 9】海洋環境保全の推進のための基金の設立

【方策10】プラットフォームの活用による対策の推進 ⇒海岸漂着物処理推進法の規定に

【方策11】安全・安心な海岸の回復と維持管理～沿岸域管理協働組織の設置

海洋へのプラスチックごみ流出量(推計)

【環境省海洋環境室作成資料より】

世界全体	1,270万 t/年
1位 中国	353万 t/年
2位 インドネシア	129万 t/年
3位 フィリピン	75万 t/年
4位 ベトナム	73万 t/年
5位 スリランカ	64万 t/年
6位 タイ	41万 t/年
7位 エジプト	39万 t/年
8位 マレーシア	37万 t/年
⋮	
30位 日本	6万 t/年
⋮	

(出典) Plastic waste inputs from land into the ocean (2015.Feb. Science) ※推計量の最大値を記載

海岸漂着物処理推進法の制定と対応状況

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る
海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 《2009(平成21)年7月8日 参議院本会議にて採決、成立 同15日公布》

● 目的

海岸における良好な景観及び環境の保全、漂着ごみの円滑な処理、発生抑制

● 6つの基本理念

- ・総合的な海岸の環境の保全及び再生
- ・責任の明確化と円滑な処理の推進
- ・海岸漂着物等の発生の効果的な抑制
- ・海洋環境の保全
- ・多様な主体の適切な役割分担と連携の確保
- ・国際協力の推進

- 責務・連携の強化 ⇒ 地域毎に温度差が生じている
- 国の基本方針に基づく都道府県の地域計画策定、協議会の設置 ⇒ ほぼ達成
- 海岸漂着物対策活動推進員・団体の委嘱 ⇒ 実績なし
- 海岸漂着物等の円滑な処理 ⇒ 被害甚大な海岸については一定の成果
- 海岸漂着物等の発生の抑制
⇒ 地域毎に温度差が生じている
- 民間団体等との連携の強化
⇒ 地域毎に温度差が生じている
- 環境教育の推進、調査研究への取り組み
⇒ 実績、成果の見え始め
- 財政上の措置 ⇒ 不足気味に(地域での理解が進展している)
- 法制の整備 ⇒ 未整備



山形県酒田市飛島

アジア太平洋地域における国際協力(連携)の主な経緯

1986年 米国のOcean Conservancyが、国際海岸クリーンアップ(ICC)を始動。
(ICC; 現在、100を超える国・地域で展開されている調査型クリーンアップ活動)

1990年 JEAN/クリーンアップ全国事務局が設立、ICCに参加。
以降、ICCナショナルコーディネーターを担う。

2002年 JEANが韓国のNGO(現OSEAN)に呼びかけ、長崎県対馬市において日韓協働プロジェクトを開始。以後、日韓において民間団体に研究者を加えての交流、協力を積み重ねている。
2013年に東アジア市民フォーラム機関紙“Marine Litter News”を創刊。

2006年 山形県酒田市において国連環境計画・NOWPAPと日韓NGO等(JEAN、OSEAN、パートナーシップオフィス)によるICCワークショップを開催。日中韓露の官民学関係者が現場視察、情報共有及び意見交換。
以後、毎年4カ国で持ち回りで開催(2回目以降、NGOは共催者から外れる)。

2012年 東日本大震災起因の漂流物のカナダ、米国西海岸への漂着問題にJEANが対応。
日本政府の要請も受けて2015年まで、対話と現地調査を継続。

2015年 東日本大震災起因の漂流物への対応を機に、北太平洋地域のNGO/NPO関係者がハワイ島ヒロにて国際シンポジウムを開催。現場活動、情報共有及び意見交換を実施。

2016年 三重県・JEAN主催の海ごみサミットを開催。アジア太平洋地域、欧州からNGO関係者、研究者ら14名を招請。発生抑制対策や国際連携の強化に向けた意見交換を行う。
プラスチックごみの削減や国際的な基金の設置提案などを盛り込んだ「鳥羽アピール」を採択。

国際的な協力(連携)による対応の必要性と意義

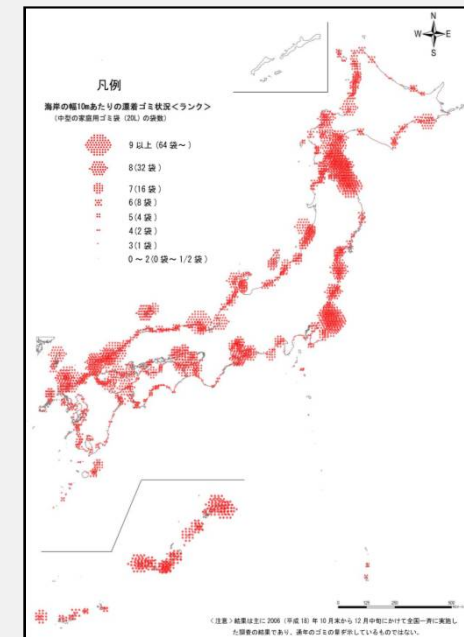
●問題の特徴～ごみの移動性、拡散性

- ・どこの国・地域から出てきたごみなのか、明確にしても対策に直結しない。
 - ・それぞれの国・地域での回収処理と発生抑制対策が求められる。
 - ・有効かつ効果的な対策の手法を互いに共有していくことがベスト。
- ⇒ 他国、他地域における現状や対策手法などを学び合う国際協力(連携)は有効。

例1) 海岸漂着物処理推進法の制定に至るロビー活動に際して、韓国での法制度について情報収集。

例2) 2004年、国土交通省東北地方整備局と協働で開発開発した「水辺の散乱ごみ指標評価手法」は、国内のほか、韓国(釜山広域市、環境部)でも活用。今年、台湾のNGOが台湾の全海岸での漂着ごみ実態把握調査を計画。

例3) 震災起因漂流物の調査活動では、ハワイ州のNGOとの連携が有効に働き、漂着物の返還にも至った。



●東日本大震災起因の漂流物への対応の成果

- ・これまで培ってきたNGO/NPO関係者間の信頼関係(ICCネットワーク)が有効に機能し、対話や調査活動を通じて相互理解を深めることができた。
- ・従前からのプラスチックごみによる海洋汚染問題において、国際協力の重要性を再認識した。
- ・日本の研究手法(ウェブカメラを活用した漂着ごみモニタリング)を米国西海岸に技術移転した。

国際的な協力(連携)を進めるうえでの課題

政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。

〈海岸漂着物処理推進法 第29条3項〉

事例①(一般社団法人JEANの場合)

海岸漂着物処理推進法では、地域の民間団体への財政上の配慮は実施できるが、全国規模、国際的な協力(連携)に係る活動への支援は実施が難しい。

現行法では、対策の補助金を都道府県へ配分する構図になっている。

2015年12月、米国ハワイ州ハワイ島でNGO/NPO関係者会議を開催。日米加の参加者は自費で参集、情報共有を進展させた。継続的な開催は資金的なハードルが高い。

事例②(特定非営利活動法人パートナーシップオフィスの場合)

2015年、中国の海洋ごみ問題に取り組むNGO関係者から、中国国内での河川流域でのごみ対策を展開するにあたり、日本の先行的事例を研修する機会の要請を受ける。

JICA東北事務所と調整し、2016年、草の根支援事業に応募したが不採択に。

審査において、とくに中国案件は日本にとっての利益(環境改善など)を数値等で評価できることが求められた。問題の特質上、かなりハードルが高い。

ODA(草の根); 人件費計上できるが、アジア太平洋地域内の対象国・地域が限定。
地球環境基金; 活動に携わる団体職員等の人件費が計上できない。

今後の必要な方策

中長期的な方策；

- 「人間社会においては廃棄物管理は徹底できない」という認識に立って、プラスチック製品の大量生産、大量消費、大量廃棄社会から減プラスチック社会への変換を促しつつ、プラスチックごみによる海洋汚染防止に係る政策パッケージを実行。
⇒ 海洋立国としての日本が先導的な役割を果たすことにつながる

短期的な方策；

- 同上政策パッケージのとりまとめ（地球温暖化防止対策との連動）。
- 海岸漂着物処理推進法の改正（国の基本（行動）計画の策定他）。
- 関連法制の整備（デポジット制度の導入他）。
- 民間団体が果たす役割の重要性を踏まえ、アジア太平洋地域における国際的な協力基金の創設、既存の活動支援制度等の改善と工夫。
 - ・人材の確保と育成
 - ・定期的な情報共有、NGO/NPO関係者と産官学関係者の信頼関係の強化⇒ 2年に1回のアジア太平洋地域プラごみ管理フォーラムの開催など。

一つの提案として～まずは現場の視察を

陸域から川を通じての海への流出

東京都内荒川放水路河口部河川敷
⇒ 首都圏市街地等から荒川への流入



陸域から国内離島への漂着

三重県鳥羽市答志島奈佐の浜(日帰り可)
⇒ 愛知、岐阜、三重県のごみの漂着地



国外・国内からの漂着

山形県庄内海岸(日帰り可)
⇒ 中国、韓国等の国外由来ごみ、西日本地域由来の国内ごみの混在



日本由来のごみの国外への漂着

米国ハワイ州ハワイ島カミロポイント
⇒ 日本含むアジア太平洋地域からの漂着

